

第6回 町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会（議事要旨）

□日時 平成27年12月11日（金）10時～12時

□場所 品川区役所本庁舎5階第5委員会室

□参加者

<学識者>

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

副委員長 大島 英樹（立正大学法学部教授）

<町会・自治会関係者>

副委員長 近江 清光（品川区町会連合会会長・大崎第一地区町会自治会連合会会長）

委員 保科 義和（品川区町会連合会副会長・品川第二地区町会連合会会長）

委員 鶴見 一三（品川区町会連合会副会長・大井第二地区連合町会会長）

委員 関 昭一（品川区町会連合会副会長・荏原第二地区町会連合会会長）

委員 千葉 雅雄（品川区町会連合会副会長・荏原地区第四連合町会会長）

<品川区>

委員 桑村 正敏（副区長）

委員 中川原 史恵（副区長）

委員 中山 武志（企画部長）

委員 堀越 明（地域振興部長）

委員 榎本 圭介（福祉部長）

委員 松代 忠徳（防災まちづくり部長）

<事務局>

企画部企画調整課長（柏原）、地域振興部地域活動課長（久保田）、企画部企画調整課担当主査（勝亦）、企画部企画調整課主査（崎村）、地域振興部地域活動課地域支援係長（安藤）、(株)ダイナックス都市環境研究所・NPO 法人横浜プランナーズネットワーク（山本、北坂、内海）

□次第

1. 開会
2. 各地区町会長会議での意見交換等報告
3. 町会への依頼業務調査（速報）について
4. 各種団体へのインタビュー報告
5. 具体的な施策案等について
6. 意見交換
7. 閉会

（会議要旨）

1. 開会

2. 各地区町会長会議での意見交換等報告

事務局より、各13地区の意見交換の結果を報告した。各地区から出された意見を7つに分類（①条例について ②加入促進について ③マンション・事業者について ④業務の負担感 ⑤支援のあり方 ⑥町会会館について ⑦その他）してとりまとめた。

3. 町会への依頼業務調査（速報）について

事務局より、調査について説明を行った。

4. 各種団体へのインタビュー報告

事務局より、説明を行った。インタビューを行うにあたって、テーマを持って同じ地域で活動されている方を対象にグルーピングを行った旨、説明があった。

5. 具体的な施策案等について

事務局より説明を行った。平成28年4月1日制定予定の条例についての具体的な施策についての説明があった。

6. 意見交換

委員長：議題が広範囲であるので、まずは確認的なご質問があれば述べていただきたい。

町会・自治会関係委員：地域活動課長にお伺いしたい。区民から空き家を利用したいと要望があると思うが、どの地区でも同様に利用させてほしいという意見が出ているのか。

事務局：いくつかからご相談をいただいている。3つの町会に対しては現場を見に行き直接話をしたことがある。

まず、町会内に空き家があるのか、広さが会館として適しているか、空き家の所有者から連絡がなく回答待ちのところがあるなどで今のところ実現していない。

町会・自治会関係委員：空き家対策の協議会があるが、ごみ屋敷ばかりで空き家対策まで話がいついていない。荏原のごみ屋敷を見学に行っただけであって、本当の空き家の話が進んでいない。協議会と並行して話を進めていただければと思う。

委員長：空き家を活用するというよりごみ屋敷をどうにかしたいと思われているのか。空き家問題に対して区の考えを教えてください。

事務局：ごみ屋敷（安全、危険性の管理）をどうするかという話と、空き家が区内で増えているという状況なので区として空き家をうまく活用できないかという2つの線で行って動いている。活用できる事例が出てこないという課題はあるが、今後取り組みたいと思っている。

委員長：区が空き家を買上げたり借り上げたりして公共的に空き家を使うという話はあまり聞かない。ただ、品川区がもしそういうことをするとすると、他に例がないがいかがか。

町会・自治会関係委員：私の地域では、空き家は10坪くらいの敷地が多い。会館で利用するとなると考えにくい。ただ、高齢者のグループ施設で活用したらいいのではと思う。会館となると相当な広さがないと難しいため、高齢者のために使えるよう考えてはどうか。

委員長：会館ではなくてもコミュニティカフェなど公共の立場で空き家を活用することが区の意向なのか。

事務局：区としては空き家が活用されるような後押しができるよう考えている。空き家になるにはそれなりの理由があって空き家になっている（相続の話など）ケースが多く、所有者との連絡がとれない。

行政が解決しなければいけない課題と捉えているが対策については現在模索中である。

委員長：法令・条例・要綱等の根拠がないという回答が6割もある。理由がないのをお願いするという約束ができていないということではないと思うが、どういうケースなのことなのか。

事務局：ポスターの掲示のことだと思う。ふれあい掲示板に貼ってもらうポスター掲示物は、毎月5日と20日に配布している。根拠がないと言えば根拠がないのではないと思う。

委員のご推薦（民生委員や国勢調査）などもお願いしているがそれも当てはまるのではないだろうか。

町会・自治会関係委員：きゅりあんで催し物に関する案内ポスターなど、直接町会に関係ないものまで配布される。町会にどうしても必要なものの掲示物以外に、必要でない掲示物は2～3割あると思う。

委員長：掲示板に貼るということとはともかく、回覧板は厳選して回してほしいということが町会側から意見があると思う。依頼業務見直しという項目のもとで精査いただきたい。

事務局：掲示板の配布物については地域活動課が厳選している。きゅりあんで開催されるコンサートなどは、広報広聴課の方で厳選している。町会掲示板や区のふれあい掲示板に貼ることは地域活動課で厳選している。精査しているつもりだが、行事の周知を図るとすると各課から依頼がたくさん来ているようだ。その他に、警察・消防機関などは、地域センターを通しているところもあり、地域センターから直接配布される場合がある。

町会・自治会関係委員：掲示板の中に貼るポスターのサイズを全部統一してくれるとありがたい。

警察・消防のポスターは特に大きい。そうすると掲示板の半分のスペースがなくなる。

委員長：ふれあい掲示板と町会独自の掲示板とでは異なると思われる。仕切りをされてやられていると

思われるがどうか。

事務局：サイズの指導は庁内で行っている。ふれあい掲示板については、集中的に建て替えをしている。

最近の掲示物はA1サイズになってきているため、掲示板に合うサイズに改善してもらうよう庁内で働きかけている。言っているが聞いてもらえないところもあるが今後も積極的に働きかける。

委員長：地域独自で根付いてやっている行事などあるかと思うが、地元独自の活動について、町会の回覧で回して周知してあげているという事例はあるのか。

町会・自治会関係委員：狭い範囲で回覧を回してくれということはある。

町会・自治会関係委員：活動提携を行っている。青少年は単一町会では事業として成り立たなくなっている。NPOとタイアップしていかないとやっていけない。

一番の問題は、少子化である。子どもを集めることが難しいため、まちのサッカークラブと提携している。そうするとお母さんたちとの連携もとれる。ただ、サッカークラブに参加している子どもはいろんな町会から来ているので、町会のエリアを作らないようにしようと考えている。

委員長：新たな活動に対する初動費の助成金の活用についてお聞きしたい。

町会・自治会関係委員：今年始めたところだが、英会話教室を会館で始めた。地域の外国人にボランティアをお願いして事業を始めたが資金面で苦しい。我々の町会からも会費を出して、参加する生徒からも1回200～300円の受講費をいただいている。受講生の数は、25～30名である。地域の企業からも助成をいただいている。これからは区から助成していただけるとありがたい。

商店街の人から協力いただきたいところだが、土日開催のため忙しくて得られない。

外国人に日本語を教える活動を行っているNPO団体はある。

委員長：その他、お気づきの点についてご発言いただきたい。

副委員長：自主的な活動への支援と、団体へのインタビューでおっしゃられた助成金がでなくても団体や人へつないでいただければ応援したいというご意見がとても興味深い。

活動へつなぎ役となる方の存在の必要性は今回想定しているのか。

事務局：協働推進係でつなぎをやっていききたいと思っている。2月には地域活動貢献活動をしている団体が交流・紹介展を開催している。そういった場で積極的な働きかけがあればよいと思う。

副委員長：協働推進係が施策としても推進しているし、団体と町会とで話がついて「協働」という名前で1つの形になるということが伝わると、他の形もうまれるのでは。それが明確になると活動の活性化のイメージがわかりやすくなるのでは。

町会・自治会関係委員：8町会で形成されている連合会長を務めている。連合会では、地域の学校や消防・警察・社会福祉協議会などと連携して地区活動会議を作って年に2回会議を開いている。お祭りや防災訓練なども連携・支援して活動している。

町会員が増えて町会費が増えても人手が足りない。役員を指導する育成会議を区で開いていただきたい。

委員長：地区活動会議は今のトレンドをいってすばらしい。役員の発掘（活動の担い手の発掘）は苦慮していると区の説明であったので、担い手の掘り起しについて何か案はないものか。声をかけるとやったださる方がいるのではないのか。

事務局：担い手の発掘の関係だが、町会・自治会がどのような活動をしているのかという活動事例集を作成している。13地区の町会・自治会からピックアップして特色ある取組の事例等を紹介できればと思っている。例えば、祭礼を使って町会とのきっかけを作っていくなど。転居してきた方がいれば、町会を紹介したリーフレットを作って1件1件まわって加入してもらうような活動をしているという事例もある。横のつながりを広めるという取り組みも今後広めていきたい。

委員長：条例に期待されることについてご意見いただきたい。

自主的な活動に対する支援とは具体的にどのような支援のことか伺いたい。

事務局：今までは世帯に応じた助成金を交付してきた。自主的な活動に対する支援とは、世帯とは関係なく、新しい事業を始める時に助成するということである。ただ、助成金の交付期間をいつまでにするか（最初の数年交付など）、課題はあると考える。

町会・自治会関係委員：ボランティアの見守り隊の活動は、5年間助成するというので、初めの2年間は10万円交付、あとは5万円、3万円となっていくため、ボランティア活動を自主的に運営していくには大変難しい状況である。会費を集めてボランティア活動は困難であるし、新しい人が加入しない限り、事業も続かない。そうすると、今回区が施策として提示している自主的な活動に対する支援に関しても、一時の支援だけだと続かないと思うので、どうやって育てていこうと考えているのか。

委員長：提言して何年かで終わってしまう助成制度が多い。町会が係っているものはベーシックな活動

が多いので何年も継続するケースが多い。三鷹市で行っているがんばる地域応援プロジェクトはプレゼンをして審査に通った団体に対して3年間助成しているが、期間が終わると本体は同じだが、手を替え品を変え、なんとか継続している団体もある。自主的な活動の支援については、期間や内容について再検討が必要である。

町会・自治会関係委員：区から助成金をもらって見守り活動をしていても続かないと思う。

委員長：活動内容によるのだと思う。お金のかかる活動もあればないのものもある。

町会・自治会関係委員：町会の負担金について、防災協会の会長をやっているのだが、区の施設（きゅりあんやスクエア荏原）を使っても割引がないため、会場を借りる際に満額を支払っている。きゅりあんを使う際、料金を軽減していただけないか。そうすると町会費も節約できる。

事務局：きゅりあんやスクエア荏原は減免規定がないが、地域センターに併設している集会場を利用する際は防犯協会、防火協会、交通安全協会などは減免（無料）になっている。

町会・自治会関係委員：人数が多くなると集会場では入りきらないため、きゅりあんやスクエア荏原になってしまうため、減免をお願いしたい。

消防関係では、各町会から費用を集めても、消防団に30万円補助金を出したり、少年団に10万円の補助金を出したりしているので40万円のお金が出ていく。

町会・自治会関係委員：町会・自治会関係委員がおっしゃったとおり。防犯協会で区民のつどいのために1000人集めている。人を集めるためには町会の方々をお願いしないと集まらない。必要経費は、会場を借りたりタレント（約60万円）を呼んだりと莫大な費用がかかる。協会の担当は4年に1回まわってくるので資金面が大変である。そのためにも、きゅりあんの施設費を減免にさせていただくと大変助かる。

委員長：連合町会が行うイベントで、かなり多くの人が集まる場合がある。そうすると、地元の施設だと入りきらない。きゅりあん等の施設は公共施設なので、連合町会に減免がないとはやや硬直した考えではないか。

区委員：今おっしゃっているのは防犯協会等でのきゅりあん等の施設利用に関しては、主軸が警察・消防の絡みもののなかで、実際には町会が資金を負担しているものをどのように扱うか。施設の利用体系について、複合的に幅広く利用できるような料金体系に変えなければという議論もしていかなければならないと思っているが、施設の減免なのか補助のありようを考えるのか難しく複雑である。ただ、1つの町会の支援という観点のなかで考えていかないといけないと思っている。

委員長：最後に条例制定の課題などについて一人ずつお話ししたい。

町会・自治会関係委員：条例の詳しい内容を知りたい。あまり条例に縛られても困る。

事務局：町会を後押しするような条例にしたいと思っている。

加入促進、集合住宅への働きかけ。建築業者と管理会社が協定を締結するなど。現在検討中である。

町会・自治会関係委員：みなさんの意見が集約されていると思う。どんな形にしる、加入促進に繋がってくればよい。

町会・自治会関係委員：条例が偏っている気がする。加入促進に重きが置かれていて、加入してくれた後、町会としてはどうしていくのかについて触れられている部分が見えない。加入された後の町会はどのような形で動かなくてはいけないのかなどが条例に織り込まれるとありがたい。条例案が出来たら、見せていただきたい。

町会・自治会関係委員：大規模マンションのデベロッパーとは、文書を取り交わしている。

町会では、お祭りがメインの行事である。お祭りをきっかけに住民はまちに溶け込んでいく。

小学校6校との東海道駅伝などで地域とのコミュニケーションがよくなってきている。

副委員長：町会会館がないため、地域センターの集会場を今は使っている。会館がないため、会社を使わせてもらったことがあるが、2回以上使うと断わられた。町会会館があると町会のこと以外に個人的なことでも会館を利用できるため、会館があれば町会の輪が広がるのでは。

加入促進については、小さなアパートは町会に入ってもらえないところが多く難しい。

委員長：マンションの扱いについては課題である。

今回いろんな論点があったため、細かく考えてやっていく必要がある。条例に基づいて行われる施策については細かく考えなくてはならない。

加入促進について、加入していただいた後、活動に参加して地域に貢献していただけるようなことを一緒に開発していただきたい。

町会は民間組織なので加入強制できないと思うが、実際に町会にはいろんな活動を行っている。

会館が地域住民のよりどころになるということは良い姿だと思う。空き家活動やコミュニティカフェ

ェなど、自治会の活動の拠り所（活動拠点）になるような場所の工夫が必要である。

副委員長：条例が出来たら、区民の方に周知することによって加入促進に繋がるという考えなのか。普通に暮らしている区民に条例について届くものなのか。どんな反応を得ていくのか関心を持った。

条例は、単位町会と連合に対してなのか、誰が見てもわかるような構造があってもよいのでは。

委員長：条例に全文を格調高くわかりやすく書くことが重要である。連合と単位町会など、これらを町会がやっているということをそもそも区民が知らないということもある。これを区民に知らせていく努力を町会・区役所で行っていかなければならない。

7. 閉会

事務局：2年にわたってご議論いただいた。次回年度末にまとめというかたちでご報告を行う。

以上